



発行 東京都

目次

112

規則

- 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…一
- 東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則及び東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三

規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十六号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

- 別記附則様式中「あへ」を「あへ」に改め、「あ」を削る。
- 別記第一号様式から第一号の三様式までの規定中「あ」及び「あ」を削る。
- 別記第二号様式及び第二号の二様式中「あ」を削る。
- 別記第三号様式（その一）中

請求者の住所
氏 名

を

請求者の住所
氏 名

に改め、「あ」を削り、同様式

（その二）及び同様式（その三）中「あ」を削る。
 別記第四号様式中「あ」を削る。
 別記第五号様式中

請求者の住所
氏 名

を

請求者の住所
氏 名

に改め、「あ」を削り、「医師氏

名」を「医師氏名」に改める。

別記第六号様式から第七号の二様式までの規定中「㉔」を削る。

別記第七号の三様式から第十号様式までの規定中「㉕」及び「㉖」を削る。

別記第十一号様式及び第十二号様式中「㉗」を削る。

別記第十三号様式から第十三号の三様式までの規定中「㉘」を削る。

別記第十四号様式及び第十五号様式中「㉙」を削る。

別記第十六号様式中「㉚」を削る。

別記第十七号様式から第二十一号様式までの規定中「㉛」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第七号様式までの規定中「㉜」を削る。

別記第八号様式中「㉝」を「㉞」に改め、「㉟」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修

正を加え、なお使用することができる。

昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十八号

昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則の一部を改正する規則

昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則（昭和五十一年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第八号様式まで及び第九号の二様式から第十三号様式までの規定中「㉜」を削る。

別記第十四号様式中「㉝」を「㉞」に改め、「㉟」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十九号

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関

する規則（昭和四十九年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式表（中）「㊸」及び「㊹」を削り、「同様式表（中）」

「1 算定根拠及び給付基礎日額は、労働基準監督署へ提出した休業補償請求書又は休業給付請求書と同一根拠及び同額となる。」

2 労働者災害補償保険法第12条の8に基づく休業補償給付又は第21条に基づく休業給付の支給を決定したことを証明することができる書類を添付する場合は、医師の証明欄中医師の証明印は必要としない。

「算定根拠及び給付基礎日額は、労働基準監督署へ提出した休業補償請求書又は休業給付請求書と同一根拠及び同額となる。」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十号

東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則（昭和四十三年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式中

請求者の住所
氏 名
〔㊸〕

を

請求者の住所
氏 名
〔㊹〕

に改め、「㊹」を削る。

別記第二号様式及び第三号様式中

請求者の住所
氏 名
〔㊺〕

を

請求者の住所
氏 名
〔㊻〕

に改め、「㊻」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則及び東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八十一号

東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則及び東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

第一条 東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則（昭和四十六年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「第一号様式」を「別記第一号様式」に改め、「㊦」及び「㊧」を削り、

別記第二号様式中「㊨」を削る。

別記第三号様式中「㊩」及び「㊪」を削る。

別記第四号様式中「㊫」を削り、「㊬」を「㊭」に改め、「㊮」を削る。
別記第五号様式中「㊯」「㊰」「㊱」を「㊲」「㊳」に改め、「㊴」を削る。

第二条 東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十三年東京都規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則別記第一号様式中「㊵」及び「㊶」を削り、

「㊷」を「㊸」に改める。

附則別記第二号様式中「㊹」を削り、「㊺」を「㊻」に改め、「㊼」を削る。

附則別記第三号様式中「㊽」及び「㊾」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則及び東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙

で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

